

説明資料

(金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告)

金融審議会総会
令和5年3月2日

事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告書 (概要)

- 新たに、事業全体に対する担保権として事業成長担保権（仮称）を創設する。
同担保権により、
 - ・ 金融機関は、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくなる
 - ・ 事業者は、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達しやすくなる
というメリットが期待される。

現行の担保法制

個別資産に対する担保権

- ・ 担保権の対象は土地や工場等の有形資産が中心
(ノウハウ、顧客基盤等の無形資産が含まれず、事業価値と乖離)
⇒スタートアップ等の有形資産に乏しい企業の資金調達に支障
- ・ 事業価値への貢献を問わず担保権者が最優先
(不動産担保や個人保証による価値に目が向きがち)
⇒貸出先の事業改善・再生の着手が遅れるおそれ

目指すべき姿

事業全体に対する担保権（新設）

- ・ 担保権の対象は無形資産を含む事業全体
(ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含まれ、事業価値と一致)
⇒無形資産を含む事業の将来性に着目した融資が促進され、創業・第二創業を容易に
- ・ 事業価値の維持・向上に資する者を最優先
(商取引先や労働者、再生局面の貸し手等を十分に保護)
⇒早期支援は担保価値の維持・向上にもつなげるため、融資先の経営改善支援が促進される
⇒経営者保証等に依存せず、事業のモニタリングに基づく経営悪化時の早期支援を実現

報告書における事業成長担保権（仮称）の概要

利用が期待される成長企業等（例）

- 事業を大きく拡大させようとする
まだ黒字化していないスタートアップ
- 事業承継に際して経営の
テコ入れを試みる新経営者
- 再生可能エネルギー等の
単一事業を営む企業への
プロジェクトファイナンス



成長企業等
(スタートアップ等)

事業性に着目した融資

- 融資後も、継続的に事業の状況を
フォローアップ（伴走型の融資）
- 経営者保証は、粉飾等があった場合を除き、制限



与信者(銀行等)

成長資金等

事業成長担保権の概要

- **担保目的財産**
会社の**総財産**(無形資産含む事業価値)
- **実行手続（※債務不履行時）**
裁判所に選任された管財人が実施
事業の継続を前提に、**スポンサーへ承継**
(その過程で、**労働者や商取引先には
与信者等よりも優先して弁済**)

事業成長担保権
(信託契約)

事業成長担保権
の優先弁済権

信託会社(銀行等)



- **濫用を予防**（設定時、信託会社が、成長企業等に対し、制度概要や与信者の属性等を説明）
- **制度利用促進の観点から、簡素な信託業を新設**

(注) 信託会社と与信者が一致することも許容